⑵　教育研究活動に関する応急措置に対する援助

被災した児童生徒等の教科書の供給に関して必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。

また、被災した児童生徒の学用品等の支給に関して、都道府県教育委員会等に対し、指導及び助言を行う。

⑶　学校給食に関する措置

学校給食物資の確保及び非常時における給食の実施に関して、都道府県教育委員会等に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うとともに、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。

⑷　児童生徒等の転編入学等に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況に応じ、速やかに転編入学の受け入れ及び教科書の供給が行われるよう必要な措置を講ずるとともに、都道府県、都道府県教育委員会及び学校等の設置者に対し、指導及び助言を行う。

また、転校した児童生徒に対し、必要に応じて速やかに学用品等の支給が行われるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

⑸　教職員の補充措置

教職員の被災に伴う補充措置について、都道府県、都道府県教育委員会並びに学校等及び社会教育施設等の設置者に対して、助言又は支援を行う。

⑹　卒業、入学試験、就職活動に対する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職等の時期に及ぶ場合は、必要に応じ、その円滑な実施のため適切な措置を講ずるとともに、都道府県、都道府県教育委員会及び学校等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

6　施設及び設備に関する応急措置

⑴　文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が管理する施設及び設備

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、管理する施設及び設備について、被害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、応急の復旧のために必要な措置を講ずる。

⑵　所管の関係機関が管理する施設及び設備

所管の関係機関が管理する施設及び設備について、避難措置の解除後、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により所管の関係機関の活動の実施が困難となった場合は、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の必要な措置が講じられるよう、所管の関係機関に対し、指導及び助言を行う。

また、施設・設備の安全点検に関し、被災地域の所管の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、技術職員の派遣等技術的支援の実施に努める。

7　武力攻撃災害発生後における清掃防疫その他の保健衛生

武力攻撃災害発生後における学校等の児童生徒等及び教職員、大学病院の職員及び患者等、社会教育施設等の職員及び利用者並びに研究開発機関等及び所管機関等の職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう、所管の関係機関に対し、指導及び助言を行う。

8　武力攻撃災害に対する危険物質等の保安

⑴　学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等において管理する火薬類、高圧ガス、生物剤及び毒素その他の危険物質等の武力攻撃災害発生時における保安のため、管理上必要な措置に関し、学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

⑵　生物剤及び毒素の管理に関し、国民保護法第103条の規定に基づき、以下の措置をとる。

ア．武力攻撃事態等において、生物剤及び毒素に係る武力攻撃災害の発生を防止するために必要があると認めるときは、この計画等に基づき武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じる。

イ．上記の場合において、生物剤及び毒素を保有する大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、研究開発機関等及び所管機関等に対し、生物剤及び毒素の管理場所の警備の強化を求める。

ウ．生物剤及び毒素に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、研究開発機関等及び所管機関等に対し以下の措置を講ずることを命ずる。

①　生物剤及び毒素の取扱所の全部または一部の使用の一時停止又は制限

②　生物剤及び毒素の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

③　生物剤及び毒素の所在場所の変更又はその廃棄

エ．必要があると認めるときは大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、研究開発機関等及び所管機関等に対し、生物剤及び毒素の管理の状況について報告を求める。

オ．上記の規定は、生物剤及び毒素に係る武力攻撃災害が発生した場合において、汚染の拡散の防止及び軽減するときについて準用する。

9　被災者の救護活動への連携、協力

⑴　避難所の円滑な運営等に関する国民保護対策担当部局との連携

学校等及び社会教育施設等が避難所となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し都道府県及び市町村の国民保護対策担当部局との連携が図られるよう、学校等及び社会教育施設等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

⑵　物資等の援助

被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、物資、食料、被災者受け入れ施設の提供等の援助の促進が図られるよう、所管の関係機関に対し、協力を要請する。

また、必要に応じ、炊き出しについて、関係都道府県並びに学校等及び社会教育施設等の設置者等に対し、協力を要請する。

⑶　教職員の救援活動等への配慮

被災後の状況に応じ、教職員が国民保護措置に関する救援業務に積極的に協力できるよう、所管の関係機関及び都道府県教育委員会等に対し配慮を要請する。

また、公立学校の教職員が、国民保護措置に関する救援業務に従事する場合の人的支援体制の整備について、都道府県教育委員会等に対し、指導及び助言を行う。

⑷　武力攻撃事態等への対処に関する研究者の協力

武力攻撃事態等への対処に関し関係の専門知識を有する研究者等が積極的に協力できるよう、必要に応じ、学校等、研究開発機関等及び所管機関等の設置者等に対し配慮を要請する。